司法に医学的判断を任せて いいものか?

数々の薬害裁判が、過去にはあり、現在も 続いている。今後もこのままでは残念ながら、 繰り返されることは間違いがない。

今までに、判決が確定した裁判においては、 原告つまり被害者やその家族(遺族)が「勝訴」 したケースは、知る限りでは、コレステロー ル低下剤による神経障害の副作用被害救済の 不支給取り消しが認められた裁判(原告は1人) が唯一である。

「勝訴的」という表現での「和解」はあるが、あくまで和解であり、明確な判断を司法に求めた場合、司法の結論は「原告敗訴」である。近くではイレッサ裁判がそうであり、過去にはクロロキン裁判がある。いずれも原告らは司法に判断を迫り、「敗訴」となった。

ここで話を別の側面から見てみたい。ちょうど十年前(2007年2月)、日本でも「利益相反」が社会的関心事となった。研究者が、本来公衆の利益に役立つべき自身の研究に、その研究内容に密接に関連する企業から何らかの資金(寄付金や講演料、原稿料などの名目で)を得ている場合が問題視されるようになってきた。「利益相反」という言葉の意味は、企業の利益が優先され、公衆の利益と相反する結果に、研究が歪められる可能性があることに由来している。

タミフルが異常行動を引き起こすかどうかに関する厚生労働省(厚労省)の研究班の班長や班員が、タミフルの販売元である中外製薬から寄付金を得ていたことが問題になって、研究から降ろされるという事件になった。

さて、この「利益相反」だが、司法つまり 裁判官には適用されないのだろうか? なぜ、 ことほどたくさんの薬害裁判で原告は勝てないのか? どんなに医学的(科学的)根拠を示しても、被告が国である限り、勝てる見込みがほとんどないと断言できる。所属の省は異なるものの、そこに裁判官自身の出世や名誉が絡む、何らかの忖度が働く、と考えるのは穿ち過ぎだろうか。三権分立は機能しているのだろうか?

タミフル裁判に際しては、国側証人として登場した「専門家」の主張を、どんなに前後で矛盾していても、科学的には恥ずかしい間違いであっても、また、奇想天外な診断名であっても、すべて丸呑み、鵜呑みした判決が繰り返されてきている。それのみか、「専門家」が言いもしない事柄にまで勝手に踏み込んで判決文を書く裁判官さえ複数いた。そして、原告側が提出した名の通った英文雑誌で、一流の研究者による査読を経た、つまり科学者が蓋然性を認めた文献の内容には目もくれずに、全て否定しつくし、「タミフルには中枢神経に対する作用は一切ない」と断言し、それを前提に、判決が書かれる。

ここまでくると、これはもう、医学・科学 があまりにもなおざりにされているとしか思 えない。医学の根拠を云々する事例は、裁判 には向かないのではないだろうか?

タミフルの被害に関して、東京地方裁判所 の判決を不服として控訴審が行なわれている。 その結果次第では、いよいよ、医学の問題は、 裁判には頼ることができない、との判断が必 要になろう。

医学界による議論こそが必要ではないのかが問われる瀬戸際にきている。ぜひ、東京高裁の裁判の行方に注目していただきたい。